

白山市議会における個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年3月22日

白山市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市議会における個人情報の保護に関する条例（令和5年白山市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2号の議長が別に定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められる事態）

第4条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められる事態は、次の各号のいずれかに該当する事態とする。

- (1) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報
の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が
発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又
は発生したおそれがある事態
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第5条 議長は、個人情報ファイル（条例第16条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第16条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第16条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第16条第2項第1号アに規定する者又はその者の被扶養者若しくは遺族

(2) 条例第16条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

7 条例第16条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第4号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第16条第1項の規定による公表に係る条例第2条第4号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報管理簿)

第6条 条例第17条の個人情報管理簿は、様式第1号によるものとする。

(開示請求書)

第7条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第19条第1項第3号の議長が定める事項は、開示の実施の方法とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第8条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理

に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第9条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、閲覧、視聴又は写し等の交付の方法による保有個人情報の開示を希望した場合における、開示を実施することができる日、時間及び場所とする。

（開示決定通知書等）

第10条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）又は保有個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）、保有個人情報開示請求拒否決定通知書（様式第6号）又は保有個人情報不存在通知書（様式第7号）とする。

（開示決定等期間延長通知書）

第11条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書（様式第8号）とする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第12条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第9号）とする。

（意見照会書等）

第13条 条例第27条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第11号）とする。

3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書の提出先及び提出期限

5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

6 条例第27条第3項の書面は、保有個人情報開示通知書（様式第12号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第14条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせ

れたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの
交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に
出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(訂正請求書)

第15条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)によるものとする。

2 条例第32条第1項第4号の議長が定める事項は、代理人が請求する場合における代理人の種別並びに本人の氏名及び住所等とする。

(訂正決定通知書等)

第16条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期間延長通知書(様式第16号)とする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第17号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第19条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第18号)とする。

(利用停止請求書)

第20条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第19号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第21条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第20号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第21号)とする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第22条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)とする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第23条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第24条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第24号)により行うものとする。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(白山市議会における白山市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 白山市議会における白山市個人情報保護条例施行規程（平成17年白山市議会告示第3号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「白山市議会における個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年白山市議会告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号（第6条関係）

個人情報管理簿	
作成年月日	年 月 日 変更年月日 年 月 日
保有個人情報が保管されている簿冊等の名称	
所管組織の名称	
保有個人情報が記録された文書等の名称	(多数に及ぶ場合は、主なものを記載)
保有個人情報の利用目的	
特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
	本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 同一実施機関での利用
保有個人情報の記録項目	基本的事項 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他()
	家庭生活 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他()
	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> その他()
	資産・収入 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他()
	思想、信条等 <input type="checkbox"/> 思想・信条及び信教に関する情報 <input type="checkbox"/> 個人の特質を規定する身体に関する情報 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 取得根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> その他()
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
外部提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(提供先:)
	提供根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 条例第12条第2項第 号該当
外部委託	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(委託内容)

様式第2号（第7条関係）

保有個人情報開示請求書		
年 月 日		
(宛先) 白山市議会議長		
住 所 氏 名 電話番号		
白山市議会における個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。		
保有個人情報の 件名又は内容 (知りたい事項を具体的 に記入してください。)		
代理人 が開示 請求す る場合 におけ る本人 の状況 等	代理人の種別	1 法定代理人(未成年者(年 月 日生)) 2 法定代理人(成年被後見人) 3 本人の委任による代理人
	本人の 氏名及 び住所 等	氏 名 住所等 (電話番号)
開 示 方 法 の 区 分	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 写しの送付	

注意

- 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
 - 2 開示請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
 - (3) 本人の委任による代理人が請求する場合には、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、本人から代理人への委任状
- ※必要に応じ、本人への確認を行うことがあります。

<事務処理欄> 次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他 ()
法定代理人 資格確認欄	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
本人委任代理人 資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状

様式第3号（第10条関係）

保有個人情報開示決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
白山市議会議長 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の 件名又は内容	
保有個人情報の 利 用 目 的	
開 示 の 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後
開 示 の 場 所	
写しの送付に関 する 通 知 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・準備に要する日数は、 日です。 ・送付に要する費用は、 円です。
連 絡 先	電話番号
備 考	

注意

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が請求し、開示を受ける際には、代理人に係る1の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ、連絡先へ連絡してください。
- 4 開示される保有個人情報について白山市議会における個人情報の保護に関する条例第5条第2号又は第3号に該当するときは、その利用目的は記載されません。

様式第4号（第10条関係）

（表）

第 年 月 日 号

様

白山市議会議長



保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり一部を開示することと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により通知します。

保有個人情報の 件名又は内容	
保有個人情報の 利 用 目 的	
開示することが できない部分	
開示することが できない理由	（白山市議会における個人情報の保護に関する条例第20条第1項 第 号該当）
※ 上記の理由が なくなる期日	年 月 日 開示を希望する場合は、この日以後 に改めて請求してください。
開 示 の 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後
開 示 の 場 所	
写しの送付に関 する 通 知 事 項	・準備に要する日数は、 日です。 ・送付に要する費用は、 円です。
連 絡 先	電話番号
備 考	

注意

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が請求し、開示を受ける際には、代理人に係る1の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ、連絡先へ連絡してください。
- 4 開示される保有個人情報について白山市議会における個人情報の保護に関する条例第5条第2号又は第3号に該当するときは、その利用目的は記載されません。
- 5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示できる場合に限り記載してあります。

(裏)

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

白山市議会議長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により通知します。

保有個人情報の件名又は内容	
開示することができない理由	(白山市議会における個人情報の保護に関する条例第20条第1項第 号該当)
※ 上記の理由がなくなる期日	年 月 日 [開示を希望する場合は、この日以後に改めて請求してください。]
連絡先	電話番号
備考	

注意 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示できる場合に限り記載してあります。

審査請求及び取消訴訟について

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

白山市議会議長



保有個人情報開示請求拒否決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり請求を拒否することと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により通知します。

保有個人情報の 件名又は内容	
請求を拒否 する理由	
連絡先	電話番号
備考	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
 号 日

様

白山市議会議長



保有個人情報不存在通知書

年 月 日付けで開示請求のありました次の保有個人情報については、白山市議会議長が管理している保有個人情報の中には存在しませんので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により通知します。

保有個人情報の 件名又は内容	
保有個人情報が 存在しない理由	
連 絡 先	電話番号
備 考	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第11条関係）

<p>開示決定等期間延長通知書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p>	
<p>白山市議会議長 印</p>	
<p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次の理由により、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第25条第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、決定をしたときは、速やかに通知します。</p>	
保有個人情報の件名又は内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
連絡先	電話番号
備考	

様式第9号（第12条関係）

開示決定等期間特例延長通知書	
第 年 月 日 第 年 月 日	
様	
白山市議会議長 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により開示決定等をする期限を次のとおりとしましたので、同項の規定により通知します。</p>	
保有個人情報の 件名又は内容	
条例第26条第1 項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
保有個人情報の うちの相当部分に ついて開示決定等 をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情 報について開示決 定等をする期限	年 月 日
連 絡 先	電話番号
備 考	

様式第10号（第13条関係）

第 年 月 日
号

様

白山市議会議長



保有個人情報の開示に係る意見照会書

白山市議会における個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、次のとおり 様に関する情報が含まれていますので、同条例第27条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等についての意見書（様式第11号）を 年 月 日までに提出してください。

開示請求年月日	年 月 日
保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	連絡先 (電話番号)
条例第27条第2項にあっては同項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

様式第11号（第13条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

（宛先）白山市議会議長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関する御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
備 考	

様

白山市議会議長



保有個人情報開示通知書

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、次のとおり開示することを決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
連絡先	(電話番号)
備考	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号（第15条関係）

保有個人情報訂正請求書		
年 月 日		
(宛先) 白山市議会議長		
住 所 氏 名 電話番号		
白山市議会における個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。		
訂正請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求する保有個人情報の件名又は内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が開示請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人(未成年者(年 月 日生)) 2 法定代理人(成年被後見人) 3 本人の委任による代理人
	本人の氏名及び住所等	氏 名
		住所等 (電話番号)

注意

- 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 訂正請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
 - (3) 本人の委任による代理人が請求する場合（個人番号を含む個人情報を請求する場合に限る。）には、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、本人から代理人への委任状
※必要に応じ、本人への確認を行うことがあります。
- 3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 必要に応じ、訂正を求める内容が事実と合致することがわかる書類等の提示を求めることがあります。

 <事務処理欄> 次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他 ()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
本人委任代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状

様式第14号（第16条関係）

保有個人情報訂正決定通知書 第 年 月 日 号 年 月 日 様 白山市議会議長 印 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により通知します。	
訂正請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話番号
備考	

第 年 月 日
 第 年 月 日

様

白山市議会議長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
訂正しない理由	
連絡先	電話番号
備考	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号（第17条関係）

訂正決定等期間延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	
白山市議会議長 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次の理由により、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第35条第1項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、決定をしたときは、速やかに通知します。</p>	
訂正請求のあった 保有個人情報の 件名又は内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
連絡先	電話番号
備考	

様式第17号（第18条関係）

訂正決定等期間特例延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	
白山市議会議長 印	
<p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、訂正決定等をする期限を次のとおりとしましたので、同項の規定により通知します。</p>	
訂正請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
条例第36条第1項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
連絡先	電話番号
備考	

第 号
年 月 日

様

白山市議会議長



保有個人情報訂正実施通知書

当市議会より提供している次の保有個人情報については、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第19号（第20条関係）

保有個人情報利用停止請求書		
年 月 日		
(宛先) 白山市議会議長		
住 所 氏 名 電話番号		
白山市議会における個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。		
利用停止請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求する保有個人情報の件名又は内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
代理人が利用停止請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人（未成年者（ 年 月 日生）） 2 法定代理人（成年被後見人） 3 本人の委任による代理人
	本人の氏名及び住所等	氏 名
		住所等
(電話番号)		

注意

- 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 利用停止請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
 - (3) 本人の委任による代理人が請求する場合には、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、本人から代理人への委任状

※必要に応じ、本人への確認を行うことがあります。
- 3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

＜事務処理欄＞次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他 ()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
本人委任代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状

様式第20号（第21条関係）

<p>保有個人情報利用停止決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">白山市議会議長 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をすることと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話番号
備考	

第 年 月 日 号

様

白山市議会議長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
利用停止をしない理由	
連絡先	電話番号
備考	

審査請求及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白山市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白山市を被告として（訴訟において白山市を代表する者は白山市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 2 2 号 (第 2 2 条関係)

利用停止決定等期間延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	
白山市議会議長 印	
年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次の理由により、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第 4 2 条第 1 項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないので、同条第 2 項の規定により通知します。 なお、決定をしたときは、速やかに通知します。	
利用停止請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
連絡先	電話番号
備考	

様式第23号（第23条関係）

<p>利用停止決定等期間特例延長通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">白山市議会議長 印</p> <p>年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、利用停止決定等をする期限を次のとおりとしましたので、同項の規定により通知します。</p>	
利用停止請求のあった保有個人情報の件名又は内容	
条例第43条第1項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
利用停止決定等をする期限	年 月 日
連絡先	電話番号
備考	

様式第24号（第24条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

白山市議会議長



審査会諮問通知書

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の 年 月 日付けの開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に対する不服申立てについて、次のとおり白山市行政不服審査会に諮問したので、白山市議会における個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

開示請求・訂正請求・利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問をした日	
連絡先	電話番号
備考	